

## ○議案第54号 守口市手数料条例の一部を改正する条例案

### □□□審議経過□□□

#### ＝総務建設委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正により、長期優良住宅建築等計画の認定事務に係る手数料の額を見直すとともに、住宅の容積率に関する特例の認可事務に係る手数料の額を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、市内における長期優良住宅の認定件数は増加傾向にあるとのことであるが、引き続き、環境への負荷の低減を図る観点や税の特例措置などのメリットについて、市民等への周知を行い、長期優良住宅の普及の促進に向け、取り組まれないとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。